

滝沢市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を令和5年7月に実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年10月11日

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

財政援助団体等監査報告書

1 監査対象及び団体

件名 滝沢市商工会補助金

2 監査実施日 令和5年7月14日(金)

午前9時から(担当課監査)

午後1時から(団体監査)

3 実施場所

(1) 午前場所 滝沢市役所 第1委員会室

担当課 経済産業部 企業振興課

(2) 午後場所 滝沢市商工会 2階会議室

団体名 滝沢市商工会

4 監査執行者 滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

5 監査の方法

財政援助団体等の監査の実施には、被監査団体から経営態勢、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、当該団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行ったところである。

なお、監査の実施に当たって、次の点を主眼とした。

(1) 補助金の交付手続に関すること

- ア 交付決定は法令等に基づき適正に行われているか。
- イ 交付条件及び契約内容は適正か。
- ウ 交付方法及び交付時期は適正か。

(2) 財政援助団体等の事務事業の執行に関すること

- ア 目的に沿って事務事業は適正に行われているか。
- イ 会計経理の内容は適正か。
- ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

6 監査の結果

監査の対象とした補助事業に関する事務事業の執行、事業の管理状況及び会計処理等の事務処理については、全般的にみて概ね良好と認められる。